6 TPP11はアジア太平洋の貿易をどう変えるか
～急速に他のFTAにキャッチアップするTPP11の効果～

高橋　俊樹　*Toshiki Takahashi*
（一財）国際貿易投資研究所　研究主幹

要約

・TPP11の発効5年目のカナダとベトナムの関税削減効果は、発効1年目に比べて大きく拡大する。例えば、ベトナムがTPP10か国から100万円の商品を輸入した場合、TPP11の発効1年目では平均で1.4万円しか関税を削減できないが、5年目では4万円も削減できる。
・TPP11の発効1年目から5年目にかけて、ベトナムはTPP11の利用による関税削減額を8億ドル、カナダは5億ドルも増やすことができる。
・もしも米国がTPP11に参加するならば、関税削減スケジュールの最終年の関税削減効果では、ベトナムの輸出が最も利益を得るし、メキシコはそれに次ぐ効果を獲得する。
・TPP11の発効から5年目の「日本のTPP10か国からの輸入での関税削減額（12.5億ドル）」と「米国のTPP11か国からの輸入での関税削減額（176億ドル）」を比較すると、米国が160億ドル以上も大きく、関税削減額の規模では桁違いの格差が見られる。
・日本のTPP11を利用したTPP10か国からの輸入での最終年の関税削減額は、合計で17.4億ドルになる。日本の2018年におけるEPA（経済連携協定）/GSP（一般特恵関税制度）を利用した中国、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムの5か国からの輸入における関税削減額は合計で15.1億ドルである。日本のTPP11を用いた輸入の削減額の方が発効から5年目ではEPA/GSP5か国を下回っているが、最終年では上回る。

・日本のマレーシアからの業種別輸入においては、「皮革・毛皮・ハンドバッグ等」では、EPA利用の方がTPP11よりも関税削減効果が高い。逆に、「木材パルプ」と「食料品・アルコール」ではTPP11の方がEPAよりも効果が大きい。「繊維製品・履物」では両者は同等である。
・日本のベトナムからの業種別輸入においては、「繊維製品・履物」と「皮革・毛皮・ハンドバッグ等」では、EPAの方が発効から5年目のTPP11よりも関税削減効果が高いが、最終年では逆転しTPP11の方が高くなる。「農水産品」、「食料品・アルコール」、「化学工業品」、「雑製品」の業種では、TPP11の関税削減効果の方がEPAを少し上回る。
・日本のTPP11を利用したベトナムからの輸入の場合と同様に、ベトナムのTPP10か国からの輸入でのTPP11の関税削減効果は、他のEPA/FTAよりも高い傾向がある。これは、ベトナムがTPP11における関税自由化を積極的に行った結果であると考えられる。

1. 世界の通商環境の変化と日本の対応

1.1. 精力的な話し合いが続く米中貿易交渉

米国は通商法301条に基づき、中国の不公正貿易慣行に対して、2018年7月には第1弾目、8月には第2弾目の追加関税措置を実施。両方合わせて500億ドルの輸入額に25％の追加関税を課した。9月には、中国からの2,000億ドル相当の輸入品に第3弾目にあたる10％の追加関税措置を適用した。

米国は中国に対して、貿易赤字の削減や技術移転の強要及び知的財産権の侵害に関する改善を求めている。米中両国は2018年12月のG20での首脳会議で一時的な休戦に合意し、次の制裁までに3か月間の猶予期間を設けることになった。もしも、2019年の3月1日までに合意に達しなければ、第3弾目の品目に25％の追加関税が賦課されることになった。しかしながら、トランプ大統領は3月2日にこの期限を延長することを表明。その後の交渉は活発に行われており、4月半ばの時点においても精力的な交渉が続いており、合意は近いとの観測がある。

http://www.iti.or.jp/

米国と中国がG20後に3か月との期限を切った交渉を開始した経緯であるが、両国ともなるべく相手の譲歩を勝ち取り、この間にひとまずは矛先を収めたいという背景があった。これは、追加関税により経済の動向に変化が表れている中国だけでなく、攻めの姿勢が顕著である米国においても、このまま合意に達せず長期化するならば、将来の経済不安や成長鈍化につながることを恐れたためであった。同時に、米国は日本と欧州との間で通商交渉を控えており、できるだけ2019年の前半までに対中貿易交渉の目途をつけておきたかったという事情もあった。

ただし、中国との知的財産権に見られるような技術や経済の覇権争いは今後とも長期にわたって続くことになる。それは、中国の米国企業の買収に対する監視の強化という面でも顕著になっている。米国の保護貿易主義は通商法の適用拡大だけでなく、対米外国投資委員会（CFIUS） による対米投資の監視を強化する動きにもつながっており、米国は貿易と投資の両面で対中封じ込めを狙っている。

そうした中で、日米両国首脳は2018年9月26日、日米通商交渉を開始することに合意し、2019年の4月中旬に初会合を終えた。この新たに始まった日米通商交渉を、日本は「物品貿易協定（TAG：Trade Agreement on goods）交渉」と呼び、米国は「米日通商協定（USJTA：United States-Japan Trade Agreement）交渉」と称している。TAGは、TPP11やこれまでに日本がASEANなどと締結したEPA（経済連携協定）と異なり、サービスや投資、知的財産保護等の分野を含まず、物品貿易に焦点を当てている。日米通商交渉の初会合では、物品の貿易交渉を先行するとともにデジタル貿易を取り上げることに合意している。

1.2. 保護主義への対応

米国の保護主義的な通商政策は、日本企業に対してTPP11（CPTPP：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）などのメガFTAの活用やサプライチェーンの再編をもたらす。

その一環として、中国からタイ、インドネシア、フィリピン、カンボジア

http://www.iti.or.jp/

等へ生産拠点をシフトし（チャイナ＋1）、そこから米国の一般特恵関税制度（GSP）を利用し対米輸出を拡大するという対応が考えられる。さらに、CPTPPや日EU・EPAに加え、交渉中のRCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓FTAを活用することにより、日本企業にアジア太平洋でのサプライチェーンの拡充と広域化の機会をもたらす。RCEPは中間財の国境を越えた相互調達の回数が多いアジア域内貿易の促進に効果的である。

TPP11は、先行して批准したメキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの6か国において2018年12月30日に発効した。ベトナムは7か国目の批准国であったため、その発効日は2019年1月14日となった。米国が参加しないTPP11はメンバー国にとって魅力が低くなることは仕方がないが、それでも将来のアジア太平洋経済圏の経済統合に向けて、その第1歩を踏み出したことは疑いない。この他には、日EU・EPAは2019年2月に発効し、RCEPと日中韓FTAは2019年内の合意を目指している。

一方、米中間の摩擦の高まりにより、中国は日中韓3か国間での政治経済関係を改善し、「一帯一路構想」や「日中韓域内や第3国での経済協力」に少しでも日本と韓国を巻き込むことにより、アジアにおける影響力の維持拡大を図る姿勢を見せている。中国の日本や韓国との経済協力に対する姿勢は真に意欲的であり、米国との長期戦に備えた戦略が見え隠れする。

したがって、日本企業には、TPP11、日EU・EPAなどのメガFTAや新NAFTA（USMCA）、米国のGSPなどを活用した広域で最適な調達戦略の構築が不可欠となっているし、中国の一帯一路構想や日中韓経済協力及び自由で開かれたインド太平洋戦略などの推進を検討することが求められる。

2. TPP11主要国の関税削減効果とその特徴

2.1. 発効から5年目にはカナダとベトナムで関税効果が大きく上昇

表1では、TPP11の主要国（カナダ、メキシコ、ベトナム、日本）とオリジナルのTPPに参加していた米国における「MFN税率（一般的に支払う

http://www.iti.or.jp/

関税率）」と「TPP税率（TPP利用時の関税率）」、その差分である「関税率差（関税削減効果）」が計算されている。表1は2018年に実施した調査結果で、TPP11の発効から5年目と最終年の関税削減効果を算出している（2017年の調査ではTPP11の発効1年目のみの効果を計測）。

2017年の調査で算出した「発効から1年目のTPP税率」を列挙すると、カナダは全品目平均で1.3%、メキシコ1.3%、ベトナム4.4%、日本1.1%、米国0.4%の水準にとどまっており、まだまだ各国とも関税の撤廃（0%）にはほど遠い段階であった。したがって、各国の発効から1年目のMFN税率とTPP税率の差分である「関税率差」はカナダ1.5%、メキシコ2.5%、ベトナム1.4%、日本1.1%、米国2.5%と関税削減効果は、企業が本気でTPP11利用の触手を伸ばすほど大きくはない。

しかしながら、2018年調査結果をまとめた表１のように、TPP11の発効から5年目のTPP税率はカナダとベトナムでそれぞれ0.2%と2.0%と低くなっており、発効1年目よりもそれぞれ1.1%ポイントと2.4%ポイントも大きく減少した。メキシコのTPP税率も0.9%と発効1年目よりも0.4%ポイントほど低下している。この結果、発効5年目の関税率差はカナダが2.5%（発効1年目1.5%）、ベトナムが4.0%（1.4%）となった。これは、ベトナムがTPP10か国から100万円の商品を輸入した場合、TPP11の発効1年目では平均で1.4万円しか関税を削減できなかったが、5年目では4万円削減できることを意味する。

表１　TPP10 か国からの輸入の平均関税率（発効から 5 年目、最終年、加重平均）

		輸出側				
		TPP10か国				
		MFN税率	TPP5年目税率	関税率差	TPP最終年税率	関税率差
輸入側	カナダ	2.7%	0.2%	2.5%	0.0%	2.7%
	メキシコ	3.6%	0.9%	2.7%	0.1%	3.5%
	ベトナム	6.0%	2.0%	4.0%	0.0%	6.0%
	日本	2.2%	0.9%	1.3%	0.3%	1.9%
	米国	2.8%	0.3%	2.5%	0.0%	2.8%

注1：MFN税率はFTAを利用しない時の一般的な関税率、TPP税率はTPP11を利用した時の関税率。米国以外の国はTPP10か国、米国のみTPP11か国からの輸入における平均関税率を計算。本表の

http://www.iti.or.jp/

分析結果は、日本のTPP域内からの輸入は全てTPP11を利用して関税を削減するという前提で計算されている（以下、同様）。

注2：本表におけるTPP11の関税削減効果で「最終年」とは、日本はTPP発効から21年目、メキシコはTPP発効16年目、カナダは12年目、米国は30年目、ベトナムは21年目を指している。米国が長いのは、貨物自動車（SUVを含む）の対日TPP税率が、TPP発効から30年目に0%になるためである（以下、同様）。

資料：各国関税率表、各国TRS表（Tariff Reduction Schedule）、「マーリタイム&トレード」IHSグローバル株式会社より作成。

2.2. 桁違いに大きい米国のTPP利用での関税削減額

表2は、2018年調査で計算したカナダ、メキシコ、ベトナム、日本のTPP10か国からの輸入、米国のTPP11か国からの輸入における発効から5年目と最終年の関税削減額と関税削減率（関税削減額÷輸入額）を見たものである。

表2　TPP10 か国からの輸入の関税削減額及び関税削減率（発効 5 年目、最終年、加重平均）

（単位：USドル）		輸出側 TPP10か国			
		TPP5年目 関税削減額	TPP5年目 関税削減率	TPP最終年 関税削減額	TPP最終年 関税削減率
輸入側	カナダ	1,187,320,222	2.5%	1,293,582,833	2.7%
	メキシコ	1,166,634,390	2.7%	1,479,316,361	3.4%
	ベトナム	1,361,037,499	4.7%	1,728,401,695	6.0%
	日本	1,251,733,889	1.3%	1,744,290,879	1.9%
	米国	17,606,818,256	2.5%	20,038,369,778	2.8%

注：「関税削減額」は、TPP11を利用した時にどれくらい関税支払額を削減できるかを表したものである。また、関税削減額が輸入額に対してどれだけの割合になるのかを示す指標を「関税削減率」とした。これは、関税削減額を輸入額で割ったものであり（関税削減率＝関税削減額÷輸入額）、関税削減額が輸入額の何%に相当するかを表すもので、大きければ大きいほど関税削減効果が高いことを示す。

資料：表1と同じ。

同表のように、TPP11の発効から5年目の関税削減額では、米国が最も大きく176億ドル、次いでベトナムが13.6億ドル、日本が12.5億ドル、カナダ11.9億ドル、メキシコ11.7億ドルと続く。

TPP11の発効から1年目の関税削減額では、ベトナムはこれらの国の中で

http://www.iti.or.jp/

は最も低い5.6億ドル、カナダは6.9億ドルにすぎなかったので、発効1年目から5年目にかけて、ベトナムは8億ドル、カナダは5億ドルも関税削減額を増やすことになる。日本のTPP10か国からの輸入における関税削減額（12.5億ドル）と米国のTPP11か国からの関税削減額（176億ドル）を比較すると、米国の方が160億ドル以上も大きく、関税削減額の規模では桁違いの格差が見られる。

この5か国の輸入におけるTPP11利用による関税削減率（関税削減効果）は、発効から1年目では1%台～2%台であったが、表2のように、発効5年目では1%台～4%台、発効最終年では1%台～6%にまで上昇する。

2.3. ベトナムとメキシコで大きい輸出への効果

表3は、2018年調査の分析対象国であるカナダ、メキシコ、ベトナム、日本、米国の5か国が、他の4か国への輸出におけるTPP11の発効から5年目の関税削減額と関税削減率を見たものである。

同表において、米国を除くTPP4か国が他の3か国への輸出において（表の左半分）、発効から5年目で最も大きな関税削減効果を得る国は日本で、その関税削減率は3.7％であった。次は、ベトナムの3.3％で、メキシコは

表 3　TPP5 か国の輸出の関税削減額及び関税削減率（発効 5 年目、加重平均）

(単位：USドル)		輸入側 TPP3か国（米国除く） 輸入額	輸入側 TPP3か国（米国除く） TPP5年目関税削減額	輸入側 TPP3か国（米国除く） 関税削減率	輸入側 TPP4か国（米国含む） 輸入額	輸入側 TPP4か国（米国含む） TPP5年目関税削減額	輸入側 TPP4か国（米国含む） 関税削減率
輸出側	日本	44,379,198,813	1,624,053,909	3.7	169,560,849,432	2,732,208,241	1.6
	ベトナム	24,311,710,011	794,171,690	3.3	65,302,222,661	2,896,020,145	4.4
	カナダ	18,634,346,273	390,325,646	2.1	236,559,539,772	4,265,372,262	1.8
	メキシコ	30,332,307,069	690,246,739	2.3	289,368,241,668	10,464,408,522	3.6
	TPP4か国（米国除く）	117,657,562,166	3,498,797,983	3.0	--	--	--
	米国	--	--	--	464,349,419,750	11,091,366,182	2.4
	TPP5か国（米国含む）	--	--	--	1,225,140,273,283	31,449,375,352	2.6

注：日本のTPP3か国への輸出においては、相手国はベトナム、カナダ、メキシコを指す。TPP4か国への輸出においては、相手国はこの3か国に米国を含む。
資料：表1と同様。

http://www.iti.or.jp/

2.3%、カナダは2.1%であった。米国を除くTPP3か国への輸出の中で、関税削減額が大きいのはやはり日本で、発効から5年目で16億ドルであった。次はベトナムの8億ドルで、メキシコは7億ドルであった。

一方、米国を含むTPP5か国の他の4か国への輸出の場合は（表の右半分）、発効から5年目で最も大きな関税削減効果を得る国はベトナムで、その関税削減率は4.4%に拡大する。同様に、メキシコも3.6%に増加する。日本は1.6%に減少し、輸出の関税削減効果ではベトナム、メキシコ、カナダに逆転されてしまう。米国を含むTPP4か国向けの輸出における関税削減額では、米国が最も大きく、発効5年目で111億ドル、メキシコは105億ドル、カナダは43億ドル、ベトナムが29億ドルであった。日本は27億ドルと最も低かった。

ちなみに、表3には掲載されていないが、米国を含む4か国向けの輸出において、発効から最終年の関税削減効果では、ベトナムは関税削減率を5.9%まで、メキシコは3.8%、日本は2.4%まで上昇させる。もしも米国がTPP11に参加するならば、関税削減効果の最終段階では、4か国の中でベトナムが最も利益を得るし、メキシコもそれに次ぐ効果を得ることになる。

3．日本のTPP11における関税削減効果と関税削減収支

3.1.　日本の輸入ではNZとベトナムの関税効果が高い

表4は、日本のTPP10か国からの輸入における発効5年目と最終年の関税削減額及び関税削減率を国別に計算したものである。TPP11の発効から5年目の関税削減率を見てみると、日本の輸入におけるTPP11の関税削減効果の高い国は、ニュージーランド（3.5%）とベトナム（3.0%）である。日本はニュージーランドからは牛肉、チーズ、かぼちゃ等の農水産品や食料品・アルコール、ベトナムからは繊維製品・履物を中心に輸入しており、これらの関税削減率が高いことがその背景にある。また、日本の米国、チリ、カナダ、メキシコからの輸入での関税削減率は1%台となる。

http://www.iti.or.jp/

表4　日本のTPP10か国からの輸入の関税削減額及び関税削減率（発効5年目、最終年、加重平均）

（単位：USドル）		輸入側				
		日本（従価税）				
		輸入額	TPP5年目関税削減額	関税削減率	TPP最終年関税削減額	関税削減率
輸出側	カナダ	8,782,746,530	95,838,595	1.1%	132,837,694	1.5%
	メキシコ	5,622,263,882	57,034,198	1.0%	76,255,462	1.4%
	チリ	5,306,015,808	65,416,298	1.2%	87,344,104	1.6%
	ペルー	1,305,407,329	9,403,270	0.7%	10,879,480	0.8%
	シンガポール	6,600,830,635	55,085,160	0.8%	71,658,762	1.1%
	ブルネイ	1,693,817,565	4,611	0.0%	4,611	0.0%
	マレーシア	16,205,197,472	122,551,483	0.8%	142,028,161	0.9%
	ベトナム	16,100,933,725	485,273,239	3.0%	581,441,079	3.6%
	オーストラリア	30,001,275,881	278,874,785	0.9%	525,134,864	1.8%
	ニュージーランド	2,328,531,888	82,252,251	3.5%	116,706,662	5.0%
	TPP10カ国	93,947,020,715	1,251,733,889	1.3%	1,744,290,879	1.9%
	米国	65,784,482,500	813,329,611	1.2%	1,053,151,111	1.6%
	TPP11カ国	159,731,503,215	2,065,063,500	1.3%	2,797,441,990	1.8%

資料：表1と同様。

日本のTPP10か国全体からの輸入の関税削減率（TPP5年目1.3%、最終年1.9%）と日本の2018年におけるインドネシアとタイからの輸入での2国間EPA利用時の関税削減率（1.1%と1.5%）とを比較してみると、その比率はあまり変わらなく、関税削減の効果には大差はない。

日本のTPP10か国からの輸入における関税削減額を見てみると、TPP11発効から5年目の関税削減額は合計で12.5億ドルとなる（最終年17.4億ドル）。日本の2018年のEPA/GSPを利用した中国、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム5か国からの輸入における関税削減額は合計で15.1億ドルであったので、TPP11の方が発効5年目ではEPA/GSP5か国を少し下回っているが、最終年では上回る。

表4において、日本の輸入でTPP11の発効5年目による関税削減額が最も大きいのは米国の8.1億ドルである。次いでベトナムの4.9億ドル、オーストラリア2.8億ドルと続く。TPP11の最終年の関税削減額を見てみると、米国が10.5億ドル、ベトナムが5.8億ドル、オーストラリアが5.3億ドルに増加する。

なお、TPP11の発効で日本市場におけるカナダやオーストラリア産の牛

http://www.iti.or.jp/

肉のシェアが高まっており、両国からの輸入におけるTPP11利用の効果が早くも現れている。日本の牛肉の関税率（MFN税率）は38.5%であるが、これがTPP11の発効から5年目には24.1%（TPP税率）に下がり、最終的には9%まで削減される。これにより、牛肉の関税率差（MFN税率－TPP税率）は5年目には14.4%、最終年には29.5%に達し、関税削減メリットはかなり高いことが窺える。

3.2. 日本の関税削減収支は黒字だが米国は赤字

表5は日本がTPP11を利用し輸出入を行った場合の5年目の関税削減の収支を求めたものである。ここでの関税削減収支は、TPPを利用した貿易取引において、「日本がTPP11メンバー国へ輸出した時に減免される関税削減額」から「日本がTPP11メンバー国から輸入した時に減免する関税削減額」を差し引いたものである。関税削減収支が黒字であれば、「日本が輸出で他のTPP11締約国から得られる関税削減額」の方が「日本が輸入で他のTPP11締約国に免除する関税削減額」よりも大きいということになる。つまり、黒字であれば、自国の方が相手国側よりもTPP11利用による関税削減額を多く得られるということになる。

表５　TPP11 利用の日本の関税削減収支及び関税削減率差（発効５年目）

（単位：US ドル）

	関税削減額			関税削減率		
	輸出	輸入	関税削減収支	輸出	輸入	関税削減率差
ベトナム	723,958,163	485,273,239	238,684,924	4.8%	3.0%	1.82%
カナダ	274,171,160	95,838,595	178,332,564	2.3%	1.1%	1.21%
メキシコ	625,924,586	57,034,198	568,890,388	3.6%	1.0%	2.57%
米国	1,108,154,332	813,329,611	294,824,721	0.9%	1.2%	-0.35%

資料：表1と同様。

日本の発効から5年目のTPP11利用の関税削減収支は、表5のように、ベトナム、カナダ、メキシコ、米国のいずれの国に対しても黒字となる。特

http://www.iti.or.jp/

に、日本のメキシコとの関税削減収支は発効から5年目には5.7億ドルの黒字と他の3か国よりも大きい。米国とは2.9億ドル、ベトナムとは2.4億ドル、カナダとは1.8億ドルの関税削減収支の黒字となる。つまり、TPP11への日本の参加は、関税削減のメリットを多く得るという観点では、正しい選択であることは間違いない。

これに対して、表5のように、米国はTPP11に参加すれば、日本との関税削減収支で赤字となり、米国の対日輸入での関税削減額の方が対日輸出からの関税削減額よりも大きくなる。米国は日本だけでなくベトナム、メキシコとの間でも関税削減収支は赤字となる。すなわち、米国はTPP11に参加しても、カナダを除き米国よりも相手国の方により大きな関税削減額を与えてしまう。米国がFTAの2国間交渉に固執するのは、できるだけ関税削減収支や非関税分野などで不利になる傾向を是正したいためと考えられる。

3.3. 輸出で大きい日本のEPAの関税削減効果

日本の中国・ASEANからの輸入でEPA/GSPを利用した場合の関税の削減効果（関税削減率）を見てみると（表6：EPA1）、日本のベトナムからの輸入で日ベトナムEPA（JVEPA）を利用した場合の効果が最も大きい（3.0%）。なぜベトナムからの輸入における関税削減効果が高いかというと、日本のベトナムからの「繊維製品・履物」の輸入における関税削減率が高いからである。つまり、日本のベトナムからの「繊維製品」の輸入でのMFN税率が高いが、JVEPAを利用した時のEPA税率が低くなるため、その分だけ関税を削減する効果が大きくなる。

ベトナムの次に関税削減率が高いケースは、日本のタイからの輸入で日タイEPA（JTEPA）を利用した場合（1.5%）であり、そして日本のインドネシアからの輸入で日インドネシアEPA（JIEPA）を利用した場合（1.1%）、日マレーシアEPA（JMEPA）を利用した場合（0.6%）の順となる。日本の中国からの輸入における特恵関税制度（GSP）の関税削減率はこれらの中では最も低く（0.2%）、効果が小さかった。

http://www.iti.or.jp/

表6　日本とのEPA利用における関税削減率（2018年）

	EPA1：日本の輸入	EPA2：日本の輸出
中国	0.2%	--
インドネシア	1.1%	5.4%
タイ	1.5%	5.9%
マレーシア	0.6%	5.5%
ベトナム	3.0%	3.9%

注：日本の輸入は2018年の計算値。日本の輸出ではベトナムが2018年、インドネシア、タイ、マレーシアは2016年の値。日本の中国から輸入はGSPを利用した場合、日本のインドネシアとの輸出入は日インドネシアEPA（JIEPA）、日本のタイとの輸出入は日タイEPA（JTEPA）、日本とマレーシアとの輸出入は日マレーシアEPA（JMEPA）を利用した場合の関税削減効果を表している。関税削減率が5.9%ということは、100万円の財を輸入した場合、5.9万円も関税を削減（節約）できることを意味している。

資料：表1と同様。

これに対して、逆の貿易方向であるインドネシアの日本からの輸入（日本のインドネシアへの輸出、表6：EPA2）でJIEPAを利用した時の関税削減効果（関税削減率）は5.4%であった。同様に、タイの日本からの輸入でJTEPAの利用による関税削減率は5.9%、マレーシアの日本からの輸入でJMEPAを利用した関税削減率は5.5%、ベトナムの日本からの輸入でJVEPAを利用した関税削減率は3.9%であった

すなわち、「インドネシア・タイ・マレーシアの日本からの輸入」におけるJIEPA/JTEPA/JMFPAの関税削減率は、いずれも逆方向である「日本のインドネシア・タイ・マレーシアからの輸入の場合」よりもかなり大きく、関税削減効果が高いということになる。これは、日本のASEANからの輸入でEPAを利用するよりも、日本のASEANへの輸出でEPAを利用した方が関税削減のメリットが大きいことを意味している。

3.4.　日本のEPAとTPP11における関税削減効果を比較

表7は2018年における日本のマレーシア・ベトナムからの輸入でのEPAとTPP11の業種別の効果を関税削減額と関税削減率で比較したものである。関税削減額でも関税削減率でも、日本のベトナムからの輸入の数値の方がマ

http://www.iti.or.jp/

レーシアからの輸入の4倍から5倍となっている。

日本のマレーシアからの輸入全体では、日本とのTPP11を利用した方がEPAを利用した場合よりもわずかに関税削減効果が大きい。日本のベトナムからの輸入では、TPP11を利用した場合でもEPAを利用した場合でも関税削減効果はほぼ同様であった。

表7　日本のマレーシア・ベトナムからの輸入での EPA と TPP5 年目・最終年の業種別効果比較　（関税削減額および削減率、従価税、加重平均）

		輸出											
		マレーシア						ベトナム					
		日本とのEPA		日本とのTPP				日本とのEPA		日本とのTPP			
	（単位：USドル）	関税削減額	関税削減率	5年目関税削減額	関税削減率	最終年関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	5年目関税削減額	関税削減率	最終年関税削減額	関税削減率
輸入側：日本（従価税）	農水産品	15,407,545	2.5%	16,308,149	2.7%	16,449,052	2.8%	12,059,760	1.3%	13,430,168	1.6%	14,333,649	1.7%
	食料品・アルコール	9,477,651	2.9%	18,063,421	5.4%	20,906,901	6.3%	35,085,968	5.9%	37,185,734	7.0%	39,203,264	7.4%
	鉱物性燃料	844,923	0.0%	875,217	0.0%	875,217	0.0%	220,100	0.0%	256,405	0.1%	256,405	0.1%
	化学工業品	19,190,736	2.6%	18,151,882	2.7%	18,219,664	2.7%	6,271,741	1.2%	6,277,504	1.3%	7,667,855	1.6%
	プラスチック・ゴム製品	23,670,159	2.6%	21,891,296	2.6%	21,891,296	2.6%	26,076,642	3.2%	23,643,182	3.3%	23,643,182	3.3%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	118,220	4.9%	50,895	2.0%	110,195	4.4%	40,928,176	7.0%	21,476,542	4.0%	46,670,960	8.7%
	木材・パルプ	5,666,258	0.6%	22,424,944	2.5%	38,734,192	4.3%	4,901,357	0.6%	5,415,436	0.7%	6,798,453	0.9%
	繊維製品・履物	16,576,770	6.8%	15,057,906	6.7%	15,111,895	6.7%	400,643,927	8.1%	356,113,061	7.7%	421,361,353	9.1%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	7,347,211	0.9%	3,729,584	0.6%	3,729,584	0.6%	10,612,611	1.2%	8,925,872	1.1%	8,942,555	1.1%
	機械類・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	電気機器・部品	2,511,180	0.0%	2,166,056	0.1%	2,166,056	0.1%	31,396	0.0%	25,785	0.0%	25,785	0.0%
	輸送用機械・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	光学機器・楽器	152,043	0.0%	200,105	0.0%	201,906	0.0%	392,660	0.1%	502,046	0.1%	504,324	0.1%
	雑製品	3,223,340	1.0%	3,632,027	1.0%	3,632,204	1.0%	8,135,054	0.7%	12,021,505	1.2%	12,033,293	1.2%
	全体	104,186,035	0.6%	122,551,483	0.8%	142,028,161	0.9%	545,359,392	3.0%	485,273,239	3.0%	581,441,079	3.6%

資料：　表1と同様。

日本のマレーシアからの輸入で最も関税削減効果がある業種は「繊維製品・履物」で、日マレーシアEPA（JMEPA）を活用した場合の関税削減率が6.8%、TPP11の関税削減率は5年目・最終年とも6.7%である。次に関税削減効果が高いのが、「皮革・毛皮・ハンドバッグ等」で、JMEPAが4.9%、TPP11では5年目は2.0%で最終年では4.4%である。「食料品・アルコール」

http://www.iti.or.jp/

はJMEPAでは2.9％であるが、TPP11では5年目5.4％、最終年6.3％であった。「木材・パルプ」は、JMEPAでは0.6％、TPP11では5年目2.5％、最終年は4.3％となる。

したがって、日本のマレーシアからの輸入に関しては、「皮革・毛皮・ハンドバッグ等」では、EPAの方がTPP11よりも関税削減率が高い。逆に、「食料品・アルコール」と「木材パルプ」ではTPP11の方がEPAよりも関税削減効果が大きい。

日本のベトナムからの輸入で最も関税削減効果が高い業種は、マレーシア同様に、「繊維製品・履物」で、日ベトナムEPA（JVEPA）の関税削減率が8.1％、TPP11は5年目7.7％、最終年9.1％であった。「皮革・毛皮・ハンドバッグ等」はJVEPAが7.0％と高いが、TPP11では5年目は4.0％、最終年で8.2％と、関税削減率の効果が徐々に高まってくる。「食料品・アルコール」ではJVEPAは5.9％で、TPP11は5年目7.0％、最終年7.4％である。「プラスチック・ゴム製品」ではEPA3.2％、TPP11は5年目・最終年ともに3.3％、「農水産品」ではEPA1.3％、TPP5年目1.6％・最終年1.7％であった。

このため、日本のベトナムからの輸入においては、「繊維製品・履物」と「皮革・毛皮・ハンドバッグ等」では、発効から5年目のTPP11の方がEPAよりも関税削減率が低いが、最終年ではTPP11の方が高くなり、関税削減効果が逆転する。「農水産品」、「食料品・アルコール」、「化学工業品」、「雑製品」の業種では、TPP11の関税削減効果の方がEPAを上回る。

表7には掲載されていないが、日本のベトナムからの輸入でのEPAとTPP11の効果をより細かな品目別に見てみると、「緑茶」、「コーヒー牛乳等の甘味飲料」においては、TPP11の方がEPAよりも関税削減率が高く、TPP11利用のメリットの方が大きい。日本のマレーシアからの輸入でも、ベトナム同様に「コーヒー牛乳等の甘味飲料」のTPP11の関税削減効果がEPAよりも高かった。また、日本のマレーシア・ベトナムからの輸入において、「Tシャツなどの肌着」、「エチレンの重合体」の関税削減率が

http://www.iti.or.jp/

高いものの、EPAとTPP11の関税削減効果にはほとんど差が見られなかった。

日本のベトナム・マレーシアからの輸入において、関税削減額が高い品目はEPAでもTPP11でも、「Tシャツなどの肌着」と「プラスチック製の板・シート」であった。

4. ベトナムの輸入でのEPAとTPP11における関税削減効果を比較

4.1. 大きいベトナムのTPP11の削減効果

表8は2018年におけるベトナムの日本とのEPA/TPP11（発効から5年目・最終年）、及びベトナムのACFTA/AFTA/TPP11（5年目・最終年）の利用における業種別の関税削減額と関税削減率を比較したものである。

表8 ベトナムの日本からの輸入での EPA と TPP5 年目・最終年およびベトナムの ACFTA・AFTA・TPP11 の業種別効果比較 （関税削減額および削減率、従価税、加重平均）

		輸出側													
		日本						ACFTA		AFTA		TPP10カ国			
		EPA		TPP											
	(単位：USドル)	関税削減額	関税削減率	5年目関税削減額	関税削減率	最終年関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	5年目関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率
輸入側：ベトナム	農水産品	6,072,030	5.8%	12,415,303	11.9%	12,463,346	12.0%	62,183,945	12.9%	316,631,493	15.8%	147,022,822	8.1%	183,746,407	10.1%
	食料品・アルコール	5,581,738	9.0%	9,312,625	14.9%	10,772,371	17.3%	28,078,260	5.9%	183,919,532	14.7%	82,563,143	11.5%	100,558,338	14.0%
	鉱物性燃料	3,093,362	3.4%	1,905,902	2.1%	5,242,206	5.8%	20,176,070	1.9%	217,310,927	5.1%	35,428,071	0.9%	218,011,841	5.8%
	化学工業品	24,293,626	3.0%	27,640,670	3.4%	27,677,693	3.4%	67,029,189	2.2%	89,232,239	4.1%	69,981,188	3.5%	70,038,887	3.5%
	プラスチック・ゴム製品	89,160,469	6.9%	109,371,373	8.4%	113,128,237	8.7%	176,864,464	6.8%	114,519,322	5.5%	144,712,497	6.9%	149,768,404	7.1%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	1,900,997	8.7%	2,473,446	11.3%	2,473,446	11.3%	55,649,754	12.2%	17,988,734	9.7%	7,222,252	6.5%	7,222,252	6.5%
	木材・パルプ	21,731,219	8.3%	23,706,114	9.0%	23,706,114	9.0%	17,517,907	2.1%	107,887,479	9.2%	62,870,335	8.3%	62,870,335	8.3%
	繊維製品・履物	73,692,651	8.2%	95,262,769	10.6%	95,731,805	10.7%	484,395,004	6.4%	74,834,637	9.6%	109,438,036	8.8%	110,100,707	8.8%
	宝石・貴金属・卑金属・アルミニウム製品	100,206,844	3.5%	132,645,947	4.6%	142,874,128	5.0%	467,307,061	5.4%	138,574,367	8.2%	175,635,493	4.2%	187,220,418	4.5%
	機械類・部品	53,483,438	1.9%	54,574,425	2.0%	63,681,460	2.3%	127,428,966	1.8%	368,184,994	13.3%	112,808,457	3.1%	122,549,309	3.3%
	電気機器・部品	118,385,516	2.8%	158,211,670	3.8%	159,038,199	3.8%	349,005,370	2.3%	221,459,787	5.7%	299,914,153	4.5%	300,754,958	4.5%
	輸送用機械・部品	60,798,131	6.7%	57,559,708	6.8%	155,101,237	18.3%	98,187,945	9.5%	278,675,767	25.4%	65,600,295	6.7%	167,719,080	17.1%
	光学機器・楽器	6,733,376	1.2%	7,302,391	1.3%	7,302,391	1.3%	24,534,550	3.5%	18,438,707	4.6%	7,857,329	1.1%	7,857,329	1.1%
	雑製品	16,730,991	9.2%	31,575,820	17.4%	31,575,820	17.4%	95,814,506	14.1%	27,264,634	18.2%	39,983,428	17.1%	39,983,428	17.1%
	全体	581,864,387	3.9%	723,958,163	4.8%	850,768,454	5.7%	2,074,172,992	4.1%	2,174,922,617	9.1%	1,361,037,499	4.7%	1,728,401,695	6.0%

資料： 表1と同様。

まず特徴的なことは、ベトナムのTPP10か国からの輸入でのTPP11の関税削減率が5年目4.7%・最終年6.0%であり、ベトナムの日本からの輸入でのEPA利用時の関税削減率の3.9%や、ベトナムのACFTA（4.1%）利用時の関税削減率と比べて高くなっていることだ。TPP11の関税削減率はベトナムのAFTA（9.1%）利用時よりは低いが、それに次いで関税削減率は高い。

ベトナムの日本からの輸入でのTPP11利用時の関税削減率も5年目4.8%・最終年5.7%であり、ベトナムの日本とのEPA利用の場合よりもやや高くなっており、ベトナムの輸入ではEPA/ACFTAと比べてTPP11の関税削減効果が相対的に大きい。

業種別では、ベトナムの「繊維製品・履物」と「雑製品」の輸入におけるTPP11とEPA/ACFTA利用時の関税削減率を比べると、TPP11の方が高い。「農水産品」や「皮革・毛皮・ハンドバッグ等」ではややTPP11の方がACFTA/AFTAの関税削減率よりも低くなっている。

「輸送用機械・部品」においては、TPP11の関税削減率は発効から5年目では6%台にとどまるが、最終年では17%を超えており、AFTAには及ばないもののEPA/ACFTAよりもかなり高くなる。「食料品・アルコール」におけるAFTA/TPP11の関税削減率は10%以上となり、高い関税削減効果を示している。このことは、ベトナムにおけるTPP11の関税削減効果は一般的に他のFTAよりも高い傾向があることを示している。

4.2. 自動車の関税自由化が進展

細かい品目別にベトナムの輸入でのEPA/FTAの関税削減効果を見てみると、「Tシャツなどの肌着」、「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」、「カラーテレビ」においては、関税削減率はEPA/ACFTA/AFTA/TPP11の利用でいずれもほぼ同じである。しかし、「牛肉」、「緑茶」、「米」、「清酒」、「電気制御用又は配電用のパネル等」、「写真機」などでは、ACFTA/AFTAにおける関税削減率の方がTPP11やEPAよりも大きいのが顕著である。

http://www.iti.or.jp/

特に、ベトナムの「乗用自動車」の輸入においては、2018年のACFTAとAFTAの関税削減率がそれぞれ65.8%と54.8%と非常に高率であり、両FTAの関税削減効果がTPP11発効から5年目の効果（9.6%）を圧倒している。しかし、TPP11の最終年の関税削減率は47.1%に上昇する。

ベトナムの日本からの輸入において、品目別に効果を比較すると、「りんご」、「プラスチック製の板・シート」、「鉄鋼製のネジ・ボルト等」、「Tシャツなどの肌着」、「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」、「電気回路用の機器」、「カラーテレビ」において、関税削減率はEPA/ACFTA/AFTA/TPP11の利用であまり差はない。しかし、「牛肉」、「ミルククリーム」、「バターミルク」、「緑茶」、「米」、「清酒」、「乗用車」、「貨物自動車」、「写真機」などでは、日本とのTPP11利用の方が日本とのEPAよりも関税削減率が高い。

ベトナムの「乗用自動車」の「日本」からの輸入においては、日本とのEPAを利用した場合は2.5%の関税削減率にとどまるが、TPP5年目には9.6%となり、TPP最終年には47.3%に上昇する。「貨物自動車」の日本からの輸入では、EPAの関税削減率は0.3%、TPP5年目が7.6%、最終年が14.2%。「自動車部品」では、EPAが10.6%、TPP5年目が6.0%、最終年が14.8%であった。したがって、ベトナムの日本からの「乗用車」、「貨物自動車」の輸入では、少なくとも5年目以降はEPAよりもTPP11の関税削減効果の方が高い。また、日本からの「自動車部品」の輸入ではTPP11の関税削減率は発効から9年目に11.9%になるので、それ以降から最終年にかけて2018年のEPAの関税削減率よりも高くなる。

ベトナムはASEAN域内（AFTA）やTPP11などでの自動車・同部品の関税の自由化を進める一方で、2020年までに自動車メーカーの国内部品調達率を現在の10%程度から35～40%に引き上げることを目指している。これを反映して、ベトナム政府が2018年1月から導入した「政令116号」では、完成車を輸入する場合、輸入者は他国政府が発行する認可証を提出することや輸入ロットごとの排気量および安全性能検査を義務付けており、注意が必要だ。

http://www.iti.or.jp/

5. NAFTAの関税削減効果

5.1. AFTAに近い関税削減効果を持つNAFTA

NAFTAは米加FTAを基に1994年に発効した。NAFTAの関税撤廃は最大で15年をかけて段階的に削減された。米国のメキシコからの輸入では、関税の即時撤廃の割合は84%、5年後に撤廃の割合は8%、10年後は7%、15年後は1%であった。つまり、NAFTAでは大方の品目は10年後に撤廃されたが、15年目の2008年に関税はほぼ撤廃された。

このNAFTAでの関税撤廃の影響は大きかった。NAFTA発効以前の1993年におけるメキシコの米国からの輸入の平均関税率は10%であったが、それが94年の発効時には約半分の品目、10年後には99%の品目で関税が撤廃されたのだ。

NAFTAには日本が参加していないものの、NAFTA再交渉の合意結果は日本企業に大きな影響を与える。北米に進出している日本企業の数が多い上に、日本から北米向けの輸出の占める割合が高く、北米は日本企業の生命線になっているからだ。

2017年8月から始まったNAFTA再交渉は2018年9月に決着を見た。NAFTAは新NAFTA（USMCA）と名付けられ、今後の各国の議会での批准を待つばかりとなっている。もしも、米国での議会批准が進展しない場合や、トランプ大統領が新NAFTAからの離脱を決めたならば、困るのはカナダとメキシコだけでなく、日本も同様である。新NAFTAが機能しなければ、北米に進出した日本企業はNAFTAの関税メリットを受けることができなくなるためである。

表9はNAFTA3か国の関税削減効果をまとめたものである。NAFTAの関税削減率は、米国の他のNAFTA2か国からの輸入では3.0%、カナダは2.5%、メキシコは3.9%であった。一方、ASEAN10か国から成るAFTAの関税削減率においては、タイやベトナムは6%台に達し、マレーシアやインドネシアは4%台である。つまり、タイで他のASEANから100万円相当の商品をAFTAを利用して輸入すれば、全品目平均で6万円以上も関税を削減で

http://www.iti.or.jp/

きる。

表 9　NAFTA3 か国の関税削減効果（2018 年、加重平均、US ドル）

		輸入側											
		米国				カナダ				メキシコ			
		MFN税率	NAFTA税率	関税削減額	関税削減率	MFN税率	NAFTA税率	関税削減額	関税削減率	MFN税率	NAFTA税率	関税削減額	関税削減率
輸出品目	米国	−	−	−	−	2.5%	0.1%	5,228,625,373	2.4%	4.1%	0.2%	7,247,878,565	3.9%
	カナダ	1.9%	0.0%	4,215,638,030	1.8%	−	−	−	−	4.3%	0.0%	407,806,802	4.3%
	メキシコ	3.9%	0.0%	11,087,695,996	3.9%	3.0%	0.0%	800,577,024	3.0%	−	−	−	−
	NAFTA合計	3.0%	0.0%	15,303,334,026	3.0%	2.6%	0.1%	6,029,202,396	2.5%	4.1%	0.2%	7,655,685,368	3.9%

注：MFN税率はFTAを利用しない時に賦課される一般的な関税率、NAFTA税率はNAFTAを利用した時の関税率。関税削減率は関税削減額を輸入額で割った関税削減効果を示しており、その割合が大きいほど関税を削減する効果が高い。

資料：表1と同様。

表9からNAFTA域内の関税削減効果を見てみると、米国がNAFTAを利用してカナダから輸入した時の関税削減率は1.8%であった。しかし、米国のメキシコからの輸入では、3.9%に達し、AFTAのマレーシアとインドネシアに近い関税削減効果を持つ。米国のNAFTA2か国からの輸入での関税削減率はこれらの加重平均となるので、前述のように3.0%であった。米国のメキシコからの輸入での関税削減効果が高いのは、「繊維製品・履物（関税削減率14.5 %）」、「輸送機械・部品（8.0 %）」、「農水産品（7.3%）」である。

カナダが米国からの輸入でNAFTAを利用した時の関税削減率は2.4%で、メキシコからの輸入では3.0%である。カナダのNAFTA全体では2.5%なので、米国よりもやや低い関税削減効果が見られる。

メキシコの米国からの輸入でNAFTAを利用した時の関税削減率は3.9%で、ちょうど米国のメキシコからの輸入の場合と同率である。この時のメキシコの米国からの輸入でのNAFTA税率は0.2%と他のケースのNAFTA税率よりも高いが、これは「農水産品（3.1%）」や「食料品・アルコール（0.5%）」の関税削減率が高いためである。メキシコのカナダからの輸入での関税削減率は4.3%と高率である。これは、「農水産品」、「食料品・アル

http://www.iti.or.jp/

コール」、「繊維製品」、「皮革・毛皮・ハンドバッグ等」、「輸送用機械・部品」の分野での関税削減率がいずれも6%を超えるためである。

したがって、NAFTAの域内貿易における関税削減率は米国とメキシコ間の貿易、メキシコのカナダからの輸入で大きく、AFTAでのマレーシアやインドネシア及びタイに近い関税削減効果を持っている。なお、米国の関税削減額はNAFTA全体で153億ドル、カナダが60億ドル、メキシコが77億ドルである。特筆すべきことは、米国のメキシコからの輸入での関税削減額は111億ドルと大きいことだ。

5.2. 期待される北米でのサプライチェーンの再編

新NAFTAでは、厳格な域内原産比率（75%）やメキシコでの自動車生産を不利に導く賃金条項（時給16ドルの労働者が生産する自動車工場からの部材購入・労働コストの割合が4割を超えること）が導入された。

一方では、ロールアップ基準（域内原産を満たせば、その製品に含まれる全ての非原産材料を原産材料と認定可能）や完全累積基準（非原産材料に対する域内での加工費などの付加価値を域内原産比率に組込むことが可能）、あるいはデミニマス基準（非原産材料の10%まで原産材料に計算可能）等の採用もあり、アメとムチが使い分けられている。

したがって、日本企業の北米での事業展開に関しては、新NAFTAの域内原産比率や賃金条項などの内容は複雑であり、個々の業種や品目によって北米やそれ以外の国・地域からの調達戦略が変わってくるので、十分にその内容を吟味・分析した上で、サプライチェーンの再編を検討することが必要になる。

http://www.iti.or.jp/